

# 平成30年度第2回郡山市公契約審議会 審議概要

## 1 開催日等

《1》日 時：平成31年2月6日（水）午後2時から午後3時

《2》場 所：郡山市こども総合支援センター 3階 研修室

## 2 出席者

《1》委 員 7名

《2》事務局 10名（市長事務部局7名、上下水道局3名）

《3》傍聴人 0名

※議事（2）については個人情報を含むため審議及び資料は非公開。

## 3 議事

### （1）平成30年度郡山市公契約条例の施行状況等

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

### （2）労働環境報告書 集計表について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

### 《委員からの質問及びその回答内容》

【伊藤会長】

指定管理者の1月以降50件とはどのような内容か。

【契約管理係長】

カルチャーパーク等各施設の指定管理更新が5年に1回であり、今年度該当となる。更新に係る協定締結時期が1、2月であることから予定としている。

【佐藤日出一委員】

資料に国土交通省の単価があり、元請下請の実際の賃金と大分異なるが、これはどのように捉えればよいか。

【伊藤会長】

今回、市の状況を確認するには数が少なく、たまたま個人が熟練者で給与が高いということもあり、一概に状況把握はできない。ただ、国の単価と実際の単価との差を説明できる工夫があってもよいのではないか。

なお、国の単価は最低の単価か、それとも設計の単価か。

【契約管理係長】

設計に用いる労務単価である。

### (3) アンケートの実施結果について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

#### 《委員からの質問及びその回答内容》

【大堀委員】

労働者アンケートの意見で「退職金がない」とあるが、公共工事の場合 310 円の退職制度である建退共から退職金をもらえると指導している。これは日雇い労働者からの意見か。

【契約管理係長】

雇用形態、また建設工事か業務委託であるかは把握できない。

【伊藤会長】

業務委託における短期間のパートタイムであれば、通常は退職金がないという中で意見かもしれない。

【伊藤会長】

労働条件の問題で、「違法である」、「おかしいのではないか」という意見があった場合に、労働局や労基署等の相談窓口で紹介するといった内容を、冊子やチラシに掲載することはあるのか。

【契約管理係長】

審議会で見えていただいた上で、新たにチラシを作成したいと考えている。

【久保田委員】

今回のアンケートで様々な意見が出ているが、例えば回答者に結果を送付し、改善するよう市から働きかける等、アンケートを利用することはあるのか。

【契約管理係長】

労働環境報告書で違反があった場合は指導するが、アンケートは任意であるため、アンケートをもとにした事業者への是正は考えていない。

【伊藤会長】

そもそも相手側の特定は可能か。

【契約管理係長】

不可能である。

【久保田委員】

有休や残業代がないということであれば、それは違法な状態であるため、きちんと是正するよう対応いただきたい。

**【伊藤会長】**

働き方改革の影響が少なからずあり、有休取得は当然であるという意識が少しずつ出ているように感じる。

**【箭内委員】**

事業者、労働者アンケートの結果について、回答者にフィードバックするのか。

**【契約管理係長】**

前は、ウェブサイトへの公表のみであったが、今回は実施したいと考えている。

**【永島委員】**

公契約条例適用について労働者への周知が義務付けられているが、周知方法の多くが口頭というのが気になる。

**【伊藤会長】**

労働者への周知や下請への周知について、口頭説明は6割、7割となっている。

もちろん口頭で説明するのは必要だが、何か資料に基づいて口頭で説明するべきである。市が作った公契約のチラシ等使って主要なところを説明するのが一番丁寧な方法ではないか。

**【契約課長】**

公契約条例の解説書 21 ページに、労働者への周知方法について市で雛形を示しており、これを利用いただければ、口頭説明のみという結果にはならないかと思われる。

**【伊藤会長】**

その方法について事業者は知らないということであれば、市側の周知に問題があるように感じる。

**【久保田委員】**

調理員の回答が多いが、郡山市職員の中にも調理員はいるのか。

雇用形態が異なると思うが、賃金にどの程度差があるのか。

**【契約課長】**

市の給食調理の臨時職員とは、そこまで差はないが、正職員となると少し差がでる。

**【伊藤会長】**

市の正職員だと、夏休み給食調理以外も行っているため給料に差があるのか。

**【契約課長】**

業務は行っている。

**【伊藤会長】**

同一労働同一賃金の問題もある。例えば雇用主が同じで、パートや正職員で同じ仕事をしているということであれば、ある程度同一賃金を考えなければならないと思うが、雇用主が異なれば、賃金が違うのは当然であり、難しい部分である。

本条例を制定する際にも同様の議論があり、給食調理は全て直接雇用にすべきではないかという意見もあったが、調理員の雇用について市で議論はあるか。

**【財務部長】**

調理業務等については退職補充がなかなか厳しい状況にあるため、民間委託に移行するという教育委員会の方針があり、直接雇用という観点での議論はない状況である。

**(4) その他**

- ・ 次回の日程について
- ・ 委員の任期について